

# 宅地建物取引士資格試験合格から取引士証交付までの流れ

宅建取引士資格試験【合格】※1

- ※1、宅建取引士資格試験(1回/年)  
 ・受験資格 規制なし  
 ・受験料:7,000円

【試験日程(例年)】

- 6月頃:案内書配布  
 7月頃:受験申込  
 10月頃:試験日  
 12月頃:合格発表

実務経験者※2  
 (2年以上)

実務講習修了者※3  
 (大臣指定機関の講習)  
 ・原則有効期間10年間

- ※2、3、試験合格の前後は問わない  
 ※2、取引士資格登録申請前10年以内で直近2年以上

宅建取引士資格登録(標準処理日数25日)

- ・試験合格の都道府県で登録  
 ・提出先:県建築住宅課  
 ・申請料:37,000円(県証紙)  
 ・登録の有効期間は永年

※4 登録の他都道府県への移転を希望する場合は下へ

- or
- ※試験合格1年以上
- or
- ※試験合格1年未満

宅建取引士証交付(標準処理日数21日)

- ・提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会  
 ・申請料:4,500円(県証紙)

法定講習受講

- ・取引士証交付申請前6ヶ月以内の受講  
 ・実施機関:(公社)石川県宅地建物取引業協会  
 (公社)全日本不動産協会  
 ・県外での講習受講の場合は事前に県の承認が必要

県外受講の場合

法定講習の他都道府県での受講

- ①講習実施機関に受講が可能か確認
- ②法定講習の他県受講承認願を作成(様式は石川県建築住宅課ホームページよりダウンロード)
- ③返信用封筒を添付し、建築住宅課へ申請
- ④受講承認が送付され、県外で法定講習を受講
- ⑤法定講習実施機関が受講証明書を発行

受講証明書と合わせて申請

宅建取引士証交付(標準処理日数21日)

- ・申請料:4,500円(県証紙)  
 ・有効期間5年  
 (通常、法定講習の申込と同時に申込)

宅建取引士証交付(標準処理日数21日)

- ・提出先:(公社)石川県宅地建物取引業協会  
 ・申請料:4,500円(県証紙)  
 ・有効期間5年

※4 他都道府県への登録の移転

【他の都道府県への移転】

宅建取引士資格登録の移転 ※5

- ・条件:宅建業に従事している場合に限り、従事先所在地の都道府県へ移転可

- ※5、他都道府県への登録移転  
 ・提出先→移転元(石川県土木部建築住宅課)  
 ・申請料8,000円:移転先都道府県での納付方法による(要確認)

宅建取引士証交付 ※6

- ※6、証交付申請  
 ・移転と取引士証交付申請を同時に行う場合は、移転元の都道府県に同時に提出  
 ・申請料4,500円:移転先都道府県での納付方法による(要確認)  
 ①新規交付…5年の有効期間で交付(試験合格から1年未満場合に限る。1年以上の場合は、登録移転後、改めて移転先に交付申請すること。)  
 ②登録移転交付…移転前に取引士証を有している場合で、残りの期間を有効期間とした証の交付